

令和2年 第9回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	令和2年10月26日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和2年10月26日 午後1時30分			議長 京谷 常美	
	閉 会	令和2年10月26日 午後1時55分			議長 京谷 常美	
応招委員及び 出席並びに 欠席委員 出席 12名 欠席 2名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	塩野谷幸一	○	10	小林 忍	○
	2	澤田 英雄	○	11	小山 隆顕	○
	3	塩田 満	○	12	星 博明	×
	4	青山 晴重	○	13	西岡 正雄	○
	5	村上 正弘	○	14	京谷 常美	○
	6	原田 尚一	×			
	7	田中 利一	○			
	8	大西 俊則	○			
	9	佐藤 正明	○			
会議録署名委員	13番	西岡 正雄		1番	塩野谷幸一	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 村 上 友 和		事務局員 近 藤 裕 幸	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R2.10.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、令和2年第9回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は、12名でございます。 本日の欠席委員は、6番原田尚一委員、12番星博明委員の2名でございます。したがって、総会は成立いたします。
日程1 会議録署名委員	議長	日程第1会議録署名委員の指名を行います。 本日の、会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、13番の西岡正雄委員及び、1番の塩野谷幸一委員お願いいたします。
日程2 会期の決定	議長	次に、日程第2会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日一日といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。
日程3	議長 議長 議長	異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。 次に、日程第3議事に入ります。 議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」並びに議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書」及び議案第3号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件を議題といたします。
議案1	議長	会議規則第10条の規定により、XXXXXXXXXXが除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件を議題といたします。
	議長 事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 以上の内容は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解除が成立しており特段の通知等の必要ないと考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
議案2	議長	質疑が無いようですので、議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書」の件を議題といたします。
	議長 事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明)
	議長	

議 事 の 経 過 (R2.10.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 3	事務局長	以上の申請内容は、農地法第3条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第3条第2項第7号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります村上正弘委員にお伺ひします。本件の調和要件は問題ありませんか。
	村上委員	問題がありません。
	議長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件を可と決定いたします。
	議長	次に、議案第3号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件を、議題といたします。
	議長 事務局長	事務局長より説明願ひます。 (議案朗読により、説明)
	議長	以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。
	議長 11番委員 事務局長 議長 議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 No.2に借賃の記載がないのはなぜでしょうか。 使用貸借であり、無償での貸し借りの契約となります。 (他に、質疑はございませんか。)
議案 4	議長	質疑が無いようですので、議案第3号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第3号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件は、可と決定いたします。
	議長 議長 議長	■■■■■が復席しますので、暫時、休憩いたします。 休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長 事務局長 議長	次に、議案第4号「現況証明の願ひ出について」の内1番の件を、議題といたします。 事務局長より、説明願ひます。 (議案朗読により、説明)
		説明が終わりましたので、今回現況調査を行いました澤田委員長より、調査結果の報告をお願ひします。

議 事 の 経 過 (R2.10.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
	澤田委員長	10月13日に私と村上委員、原田委員、佐藤委員、事務局より片岸事務局長、近藤主任、伊達市より行政書士の■■■■、測量士の■■■■の立会いのもと、現況調査を行ってまいりました。 現地は町道沿いの農地ではあったのですが、平成5年より作付されておらず、トドマツやシラカバ等の木が高さ10m程まで伸びており、辺り一面様々な雑草が覆いつくしているような状況です。さらに、奥へ進めば進むほど傾斜がきつくなり大変使い勝手が悪い農地であります。そのような状況であるため、皆で協議した結果、今後農地として使用することは困難であると判断いたしております。
	議長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第4号「現況証明の願い出について」の件の内1番は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第4号「現況証明の願い出について」の内1番の件は、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第4号「現況証明の願い出について」の内2番の件を、議題といたします。
	議長	事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議長	説明が終わりましたので、今回現況調査を行いました澤田委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	澤田委員長	先の案件と同じ10月13日に私と村上委員、原田委員、佐藤委員、事務局の片岸事務局長、近藤主任、測量士の■■■■の立会いのもと、現況調査を行ってまいりました。 この農地は昭和60年から耕作されていないとのことで完全に山林化しておりました。どこからどこまでが農地なのか、境界がどこなのか一切わかりませんでした。今後農地として使っていくことは大変厳しい状態であるため、地目の変更もやむを得ないと判断しております。
	議長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第4号「現況証明の願い出について」の件の内2番は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第4号「現況証明の願い出について」の内2番の件は、可と決定いたします。
閉会	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 令和2年第9回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。